

議案第83号

勝山市議会会議規則の一部改正について

勝山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和3年3月22日提出

議会運営委員会

委員長 下牧 一郎

提案理由

行政手続等において求めてきた押印の廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、必要性の低い押印を廃止し、合わせて字句の整備を行うため、この案を提出する。

勝山市議会規則第 号

勝山市議会会議規則の一部を改正する議会規則

勝山市議会会議規則(昭和41年勝山市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって <u>行なう</u>。</p> <p>(選挙の宣告)</p> <p>第25条 議会において選挙を <u>行なう</u> ときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第26条 選挙を <u>行なう</u> 際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p>	<p>(出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって <u>行う</u>。</p> <p>(選挙の宣告)</p> <p>第25条 議会において選挙を <u>行う</u> ときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第26条 選挙を <u>行う</u> 際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p>
<p>(議場の出入口閉鎖)</p>	<p>(議場の出入口閉鎖)</p>

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(押しボタン式記名投票)

第72条の2 押しボタン式記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対ボタンを押すことによって投票しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(押しボタン式記名投票)

第72条の2 押しボタン式記名投票を行う場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対ボタンを押すことによって投票しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を**行なう**場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

2 押しボタン式記名投票を**行なう**場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって**行なう**を例とする。

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で**行なう**。

2・3 (略)

4 第1項の投票を**行なう**場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5・6 (略)

(記名投票)

第133条 記名投票を**行なう**場合には、問題を可とする者は所定の

第74条 記名投票又は無記名投票を**行う**場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

2 押しボタン式記名投票を**行う**場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって**行う**を例とする。

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で**行う**。

2・3 (略)

4 第1項の投票を**行う**場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5・6 (略)

(記名投票)

第133条 記名投票を**行う**場合には、問題を可とする者は所定の

<p>白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第134条 無記名投票を<b>行なう</b>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票、又は無記名投票を<b>行なう</b>場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<b><u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></b></p> <p>(新設)</p> <p>2 _____請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第134条 無記名投票を<b>行う</b>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票、又は無記名投票を<b>行う</b>場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<b><u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></b></p> <p>2 <b><u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></b></p> <p>3 <b><u>前2項の</u></b>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

**4** (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第162条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

**5** (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第162条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。